

派遣事業のマージン率等について

労働者派遣法 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。(対象:令和 7 年度(令和 7 年 4 月～8 年 3 月))

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ① 派遣労働者数(報告対象期末日) | 50 人 |
| ② 派遣先の実数 | 3 件 |
| ③ マージン | 44.0% |
| ④ 教育訓練事項 | 各種 PC 研修
分野別専門研修
情報セキュリティ教育
安全衛生教育等
段階別社員研修 |
| ⑤ 労働者派遣に関する料金額の平均
(1 日 8 時間あたりの額) | 36,250 円 |
| ⑥ 派遣労働者の賃金の平均額
(1 日 8 時間あたりの額) | 20,299 円 |
| ⑦ その他参考となると認められる事項 | マージン率に含まれるものとして <ul style="list-style-type: none">・ 雇用主として負担する各種社会保険料・ 賞与・ 派遣労働者が取得する年次有給休暇、
慶弔休暇等に充当した費用・ 退職金・ 定期健康診断・ 生活習慣病検診(35 才以上)・ 人間ドック(40 才以上)・ 教育訓練費用・ 派遣労働者の資格取得支援に充当した費用・ 事業運営にあたる労働者の人件費・ 採用活動費・ オフィス賃料、宣伝広告費、通信費等の諸費用・ 営業利益 などが含まれています。 |